

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(47ダクト工に該当するものを除く。)
40 タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39板金工に該当するものを除く。)
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、柵等の木製建具の製作・加工作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く。)
46 ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く。)
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管およびダクトに保温(保冷、防霧、断熱等を含む。)材を装着する作業に従事するもの
48 建 築 ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び張壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08ブロック工に該当するものを除く。)
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導 警備員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導業務に従事するもの(警備員の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導 警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

第13 現場環境改善費の積算要領

I 対象となる現場環境改善内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。

II 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために、実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、次の工事等で、現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

現場環境改善を適用対象外とすることができる工事

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事等）
- (2) 維持工事及び森林整備工事等で作業場所が点在する工事
- (3) 工事規模が小さい工事（工事費500万円未満）

III 積算方法

- (1) 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

算出式

$$K = i \times P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用（単位：円、1,000円未満切捨）

i：現場環境改善費率は、表13-1による。

（単位：%、少数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（単位：円、直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切捨）

表 13-1 現場環境改善費率

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市 市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 (共通仮設費対象分) ＋ 無償貸付 機械等評価額	5億円以下 の場合	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$
	5億円を超 える場合	$i = 1.73$	$i = 0.71$